

ポイント⑦ 「必ず契約書を交わす」

いよいよ最後のポイントです。

いくら信用できる探偵社だからと云っても契約書は必ず締結しましょう。

2007年6月に探偵業法が施行され、「調査契約書」と「重要事項説明書」「調査目的確認書」を必ず締結しなければならなくなりましたが、それでも未だに依頼者と契約書を交わさない探偵社が存在しているようです。

契約書を交わそうとしない探偵社とは取引をしてはいけません。

非常に危険です。

契約書は必ず目を通して、疑問に思うことは遠慮なく質問しましょう。

ここで親切に説明してくれなかったり、納得できる説明ではなければ契約書にサインをしてはいけません。

契約書に下記のような記載事項があれば、勇気を持って契約を断りましょう。

※契約書にサインをした後に気付いたら、すぐに契約書に×をして契約破棄の意思を示しましょう。

【調査報告】

調査報告は、事案により報告書・口頭報告・電話・その他によるものとする。

[解説]

行方不明の調査では行方不明者の発見時に電話や口頭による報告を行う場合がありますが、その他の調査(浮気・行動調査等)で「報告書」以外の報告を行うことはあり得ません。

【調査料金の支払方法】

支払いは依頼契約時(締結時)に料金全納が基本です。

[解説]

調査料金の全納(全額前払い)は依頼者様と調査報告時にトラブルが発生し、残金をもらえないことを恐れる方便にしか過ぎません。

調査力に自信があれば通常は契約した調査料金の半額分が着手金です。

経費を全額先払いもあり得ません。

以上の7つのポイントを守れば、悪徳探偵社に騙されることはないでしょう。

広告の内容に惑わされず、冷静な目で探偵社を選んでください。

きっと良い探偵社が親身になってあなたの悩みを解決してくれるはずですよ。